

○中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金交付要綱

令和5年3月28日訓令第13号

中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、村内農家から排出される農業用廃プラスチックのリサイクル等の適正な処理及び減量化を実施することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業用廃プラスチック 農業者の営農活動で使用済みとなった塩化ビニール系及びポリエチレン系の農業用資材等をいう。
- (2) 農業者 中札内村内に住所を有する者で、次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 中札内村が認定した認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する認定農業者をいう。）
  - イ 中札内村人・農地プランにおける中心経営体である者
  - ウ その他村長が認める者
- (3) 処理委託業者 農業用廃プラスチックの処理の委託を受けた業者をいう。

(補助の対象)

**第3条** 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中札内村農業協同組合とする。

(補助金の対象事業)

**第4条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、農業者から排出される農業用廃プラスチックの処理を適正かつ効率的に実施するために、補助対象者が事業主体となり農業用廃プラスチック処理業者へ委託する事業とする。

(補助対象経費)

**第5条** 補助金の交付の対象となる経費は、農業用廃プラスチックの処理に要する経費とする。

(補助率)

**第6条** 補助率は処理費用（運搬費と処理作業料を除く）の4分の1以内とする。

(交付の申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする者は、中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金交付申請書兼実績報告書（第1号様式）に関係書類を添えて申請するものとする。

(交付決定)

**第8条** 前条による関係書類を受領したときは、その内容を審査し、中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金交付決定兼額確定通知書（第2号様式）又は中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定による交付決定をもって補助金の額を確定するものとする。

(委任)

**第9条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

(その他)

**第10条** 補助金の交付の決定等に関し必要な事項は、中札内村補助金等交付規則（平成14年規則第21号）を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(訓令の失効)

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

中札内村長 様

住 所

団 体 名

代 表 者 名

中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金交付申請書兼実績報告書

年度中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業について、中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金\_\_\_\_\_円を交付されるよう、中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業成績書（別紙）

マニフェスト（写し）

その他村長が必要と認める書類

## 別紙

## 中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業成績書

| 廃プラスチック<br>排出者 | 回収重量(kg) | 処理費用(円) | 処理料（補助額<br>1/4） | 自己負担額 |
|----------------|----------|---------|-----------------|-------|
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
|                |          |         |                 |       |
| 合　計            |          |         |                 |       |

※マニフェスト（写し）添付のこと

第2号様式（第8条関係）

中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金交付決定兼額確定通知書

中産業第 号指令

年 月 日申請の 年度中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金（元気な農業サポート事業）に対し、金 円を補助します。

年 月 日

住 所

氏 名

中札内村長

第3号様式（第8条関係）

中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金不交付決定通知書

中産業第 号指令

年 月 日申請の 年度中札内村農業用廃プラスチック適正処理事業補助金（元気な農業サポート事業）については、下記事由により交付できませんので通知します。

記

（事 由）